

日建連発第 249 号

2022 年 3 月 23 日

法人会員指定代表者 各位

一般社団法人日本建設業連合会  
会 長 宮 本 洋 一

### 技能労働者の賃金水準の引上げについて

技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組については、昨年 4 月 19 日付け会長通知(日建連発第 9 号)により、2021 年度は概ね 2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適用下請け契約の締結をお願いしてきたところです。

また、国土交通省より、本年 2 月 18 日付けで公共工事設計労務単価の改定が発表され、3 月から主要 12 職種で 3%、全職種で 2.5%の引上げが行われました。これは、官と民が協働して技能者の処遇改善に努めてきた建設業界の取組を反映されたものです。更に、2 月 28 日に開催された斉藤国土交通大臣と当会を含む建設業団体との意見交換会において、この好循環を継続することが必要であり、「様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね 3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること」とされました。

「概ね 3%の賃金上昇の実現を目指す」ことは、民間建設市場における競争激化などを考慮すると、大変厳しい状況であると言わざるを得ませんが、日建連は、こうした状況を踏まえ、2021 年度第 10 回理事会において下記の事項を決定しました。

会員各社におかれましては、建設技能者の確保・育成に向けた活動を継続しつつ、公共工事設計労務単価の引上げと技能労働者の更なる賃上げという好循環を維持していくため、これらの事項の徹底を図られるよう、理事会の総意として要請いたします。

## 記

### 1. 概ね3%の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言（2018年9月18日決定）」の2022年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、概ね3%の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。

#### （参考）労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

### 2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保——を徹底すること。

なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって、不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

以 上